

バイシクルピット協力店募集要領

平成 29 年 8 月 4 日

御殿場市地方創生魅力創造スポーツタウン推進連絡会

(目的)

第 1 条 本要領は、御殿場市地方創生魅力創造スポーツタウン推進連絡会（以下、「連絡会」という。）が、自転車利用者に優しいまちづくりを推進し、自転車利用者の誘客による地域振興・観光振興を図ることを目的とし主催するサイクルツーリズム事業の実施にあたり、御殿場市内で自転車利用者をサポートするために必要なサービスを提供するバイシクルピット協力店の募集について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 バイシクルピットとは、事業の目的に賛同した者が、自らの権限の及ぶ店舗等のスペースを活用することにより、自転車利用者に自転車修理工具等の貸出や休憩場所の提供等のサービスを提供し住民との交流の場として連絡会に協力する施設（以下、「協力店」という。）をいう。

(募集期間)

第 3 条 平成 29 年 8 月 5 日から平成 29 年 8 月 23 日まで

(募集数)

第 4 条 連絡会事務局（御殿場市観光協会）ホームページにて示す数とする。

(実施内容)

第 5 条 協力店の設置者（以下、「設置者」という。）は、第 6 条 1 号から 3 号に掲げる備品の貸出及び休憩場所の提供等サービス（以下、「サービス」という。）を行うとともに、バイシクルピットを適切に管理運営する。

(必要備品等)

第6条 バイシクルピットに設置する備品等は、以下のとおりとする。

- (1)自転車修理用工具
- (2)スポーツバイク対応空気入れポンプ
- (3)スポーツバイク用駐輪ラック等の駐輪スペース

(必要備品の設置)

第7条 バイシクルピットに設置する備品等については、設置者が施設のスペースや状況にあったものを用意し設置するものとする。

(必要備品の設置に関する補助)

第8条 1 バイシクルピットを設置するにあたり、希望する設置者は、連絡会が指定する有識者に助言を受けられるものとする。

2 連絡会は、第1項の助言を受けた設置者に対して必要な費用の一部を補助もしくは備品等を貸与することができる。

(サービスの提供)

第9条 1 設置者は、バイシクルピット利用者を対象に無償でサービスを提供する。

2 設置者は、備品等を良好な状態で維持し、利用者に安全かつ円滑にサービス

を提供できるよう管理するように努める。

3 サービスの提供は、協力店の敷地内とする。

(連絡会及び御殿場市への協力)

第10条 1 設置者は、連絡会または御殿場市から要請があった場合は、広域団体等が取り組むバイシクルピット登録事業などの関連事業に必ず協力・申請するものとする。

2 設置者は、利用状況の調査や利用者アンケートの実施等、連絡会及び御殿場市からの要請があったときは、調査や作業等に協力するものとする。

(個人情報の管理)

第11条 設置者は、事業の実施協力等にあたって得た個人情報について、関係法令に基づき適正な取り扱いをすることとする。

(暴力団の排除)

第12条 設置者は、連絡会が静岡県暴力団排除条例第2条第1号及び第2号並びに第3号に該当するか否かを判断するために調査を要する場合、連絡会の求めに応じてその調査に協力し、連絡会が必要と認める資料を提出しなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第13条 本要領の解釈に疑義が生じたとき又は本要領に定めのない事項が生じたときは、連絡会の決定するところによる。

付則

この要領は、平成29年8月5日から施行する。